

平成25年2月施行

A-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、A。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHz から 27.2MHz までの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、Bのみを使用するもの
- (3) 空中線電力が1ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を障害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、Bのみを使用するもの
- (4) C無線局

A	B	C
1 総務大臣の免許を受けなければならない	その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	地震、台風、洪水、津波等非常の事態が発生した場合において、臨時に開設する
2 総務大臣の免許を受けなければならない	適合表示無線設備	総務大臣の登録を受けて開設する
3 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない	その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務大臣の登録を受けて開設する
4 あらかじめ総務大臣に届け出なければならない	適合表示無線設備	地震、台風、洪水、津波等非常の事態が発生した場合において、臨時に開設する

A-2 次の無線設備の操作のうち、電波法（第40条）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者であって、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任され、かつ、その選任の届出がされたものの監

督を受けることによって、無線従事者以外の者が行うことができる無線設備の操作に該当するものはどれか。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局の無線設備の通信操作で航空機の安全運航に関する通信の連絡の設定及び終了に関するもの（注）
- 2 航空局の無線設備の通信操作で航空機の正常運航に関する通信の連絡の設定及び終了に関するもの（注）
- 3 航空局の無線設備の通信操作で気象通報に関する通信の連絡の設定及び終了に関するもの（注）
- 4 航空局又は航空機局の無線設備の通信操作で緊急通信に関するもの
注 自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。

A-3 次の通信のうち、航空移動業務の無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 2 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 3 一の免許人に属する航空局と当該免許人に属する海上移動業務又は陸上移動業務の無線局との間で行う通信
- 4 国の飛行場管制塔の航空局と当該飛行場内を移動する陸上移動局との間で行う飛行場の交通の整理に関する通信

A-4 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、Aは、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、Bについては、この限りでない。

- | A | B |
|--------------|-----------------|
| 1 電波の型式及び周波数 | 遭難通信 |
| 2 電波の型式及び周波数 | 遭難通信、緊急通信及び安全通信 |

- 3 電波の型式、周波数及び空中線電力 遭難通信
 4 電波の型式、周波数及び空中線電力 遭難通信、緊急通信及び安全通信

A-5 航空局及び航空機局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第70条の2及び第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、その妨害を除去するために、妨害している航空機局に対してその運用の停止を命ずることができる。
- 3 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 義務航空機局は、その航空機の航行中常時運用しなければならない。

A-6 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び呼出しの反復について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第154条の2、第154条の3及び第18条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、Aを順次送信して行うものとする。
- ② 航空機局は、Bに対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくともCを置かなければ、呼出しを反復してはならない。

	A	B	C
1	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局又は他の航空機局 間隔
2	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局 10秒間の間隔
3	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局又は他の航空機局 1分間の間隔

- | | | | |
|----------------------|------|-----|------|
| 4 (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 | 3回以下 | 航空局 | 1分間の |
| (2) こちらは | 1回 | | 間隔 |
| (3) 自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回以下 | | |

A-7 次の記述は、無線電話通信における通報の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、A行わなければならない。
- ② 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る①の送信速度は、Bでなければならない。

- | A | B |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 語辞を区切り、かつ、
明りょうに発音して | 受信者が筆記できる程度のもの |
| 2 語辞を区切り、かつ、
明りょうに発音して | 原則として、1分間について50字を超えないもの |
| 3 速やかに、かつ、確実に | 受信者が筆記できる程度のもの |
| 4 速やかに、かつ、確実に | 原則として、1分間について50字を超えないもの |

A-8 航空移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号又は呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号又は呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号又は呼出名称の代わ

りに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-9 遭難通信は、遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合

A-10 次の記述は、航空局等における緊急通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局等（注）は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

注 航空局等とは、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。以下同じ。

- ② 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信がAまでの間（航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行われる緊急信号を受信した場合には、B）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ 航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行われる緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ 航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行われる緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにそのCに通報する等必要な措置をしなければならない。

- | | A | B | C |
|---|------------|----------|---------------|
| 1 | 終了する | 少なくとも3分間 | 航空局又は航空機局の責任者 |
| 2 | 終了する | 少なくとも5分間 | 航空局又は航空機の責任者 |
| 3 | 自局に関係のないこと | 少なくとも3分間 | 航空局又は航空機の責任者 |

を確認する

- 4 自局に関係のないこと 少なくとも5分間 航空局又は航空機局の責任者
を確認する

A-11 次の記述は、121.5MHz の電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第153条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHz の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又はC の送信を行うとき。
- (4) 121.5MHz 以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 航行中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号
3 航行中の航空機	通常使用する電波	通報
4 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号

A-12 航空機の遭難に係る遭難通報に応答した航空局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3及び第172条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。
- 2 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信し、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。

- 3 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる海岸局に対し、当該遭難通報の送信を要求しなければならない。
- 4 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報を通信可能な範囲内にあるすべての航空機局に対し送信しなければならない。

A-13 次に掲げる場合のうち、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第73条第5項）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局のある航空機が外国へ出港しようとするとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、電波の発射の停止を命じたとき。
- 3 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- 4 無線局の無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと総務大臣が認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するようにその無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。

A-14 免許人は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 3 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を速やかに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。

B-1 次の事項のうち、電波法（第8条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 空中線電力
- イ 免許の有効期間
- ウ 電波の型式及び周波数
- エ 通信の相手方及び通信事項
- オ 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号

B-2 次の記述は、航空機用救命無線機の一般的条件について述べたものである。無線設備規則（第45条の12の2）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

航空機用救命無線機は、次の(1)から(9)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 航空機に固定され、容易に取り外せないものを除き、小型かつ軽量であって、一人で容易にができること。
- (2) であること。
- (3) 海面に浮き、横転した場合に復元すること、救命浮機等に係留することができること（救助のため海面で使用するものに限る。）。
- (4) ^{きょううたい}筐体にの彩色が施されていること。
- (5) 電源として独立の電池を備え付けるものであり、かつ、その電池のを明示していること。
- (6) ^{きょううたい}筐体の見やすい箇所に取扱方法その他注意事項を簡明に表示してあること。
- (7) 取扱いについて特別のを有しない者にも容易に操作できるものであること。
- (8) 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。
- (9) (1)から(8)までに掲げる条件のほか、無線設備規則（第45条の12の2）に掲げるところに適合すること。

- 1 持ち運び
- 2 保守点検
- 3 気密
- 4 水密
- 5 赤色
- 6 黄色又は^{だいだい}橙色
- 7 取替方法
- 8 有効期限
- 9 経験
- 10 知識又は技能

B-3 次に掲げる通信の通報のうち、無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものを1、航空機の正常運航に関する通信の通報に該当するものを2として解答せよ。

- ア 航空機の予定外の着陸に関する通報
- イ 航空機の運航計画の変更に関する通報
- ウ 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- エ 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- オ 当該航空機を運行する者から発する航行中の航空機に関し、急を要する通報

B-4 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

① 航空機局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない。

- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- (2) ア。
- (3) 無線局が外国において、イとき。

② 総務大臣は、ウその他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、エに対し、無線局に関し報告を求めることができる。

③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、オ、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

- 1 無線局の運用を引き続き6箇月以上休止するとき
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき
- 3 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた
- 4 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた
- 5 無線通信の秩序の維持
- 6 無線通信の円滑な疎通
- 7 免許人又は無線従事者
- 8 免許人
- 9 当該通報を発信したとき又は遭難通信を率領したときに限り
- 10 当該通報を発信したときに限り

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う義務航空機局に備付けを要するものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 免許状
- イ 無線従事者選解任届の写し
- ウ 無線測位局及び特別業務の局の局名録
- エ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続

B-6 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、ア、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、イの伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
 - ② 送信局は、業務を満足に行うため必要なウで輻射する。
 - ③ 混信を避けるために、送信局のエ及び、業務の性質上可能な場合には、受信局のエは、特に注意して選定しなければならない。
 - ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、オにしなければならない。
- 1 長時間の伝送 2 不要な伝送 3 識別表示のない信号
4 無線通信規則に定めのない略語 5 十分な電力 6 最小限の電力
7 位置 8 無線設備 9 最大 10 最小